# Ｎｏ．２駅周辺まちづくり協議会における公募委員募集要項

（令和８年５月１１日
都市整備部長決裁）

１　趣旨

この要項は、武蔵村山市附属機関等における公募委員の募集に関する要綱（令和元年７月２６日訓令（甲）第５号）第４条第２項の規定に基づき、Ｎｏ．２駅周辺まちづくり協議会設置要綱（令和８年５月１日訓令（乙）第９５号）（以下「要綱」という。）第１条の規定により置くＮｏ．２駅周辺まちづくり協議会における、要綱第３条第１項第２号及び第３号の委員（以下「公募委員」という。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

２　附属機関等の名称

Ｎｏ．２駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）

３　協議会の所掌事項

協議会は次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

⑴　土地利用の在り方に関すること。
⑵　道路・交通ネットワーク及び景観形成に関すること。
⑶　その他（仮称）No.２駅の周辺のまちづくりに関して必要と認めること。

４　会議の開催頻度及び開催時間帯

会議は、１か月から２か月の間に１回程度開催することとし、その開催時間帯は、原則として土曜日の日中（１回につき２時間程度）とする。

５　募集人員

次の各号に掲げる区分ごとに、⑴の区分は２人、⑵の区分は３人を募集する。
ただし、いずれかの区分に応募した人数がこれに満たない場合は、もう一方の区分の人数は４人まで増やすことができるものとする。

⑴　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条に規定する武蔵村山市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）のうち武蔵村山市立地適正化計画に定める（仮称）Ｎｏ．２駅周辺の都市機能誘導区域内（以下「区域内」という。）に住所を有する者、区域内で事業を営む者又は区域内の土地若しくは建物の所有権を有する者
⑵　市民、武蔵村山市内（以下「市内」という。）で事業を営む者又は市内の土地若しくは建物の所有権を有する者（前号に掲げる者を除く。）

6　応募資格

応募資格を持つ者は、第５の募集人員の各号に掲げる区分のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる要件を備えている者とする。

⑴　公募委員の公募に応募する日において、１８歳以上の者であること。

⑵　（仮称）Ｎｏ．２駅周辺のまちづくりに関心があること。

⑶　多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面延伸後、（仮称）Ｎｏ．２駅を利用する予定であること。

⑷　土曜日の日中に開催する会議に出席できること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7　応募方法

応募は、Ｎｏ．２駅周辺まちづくり協議会委員応募用紙（別記様式）を沿線まちづくり課に提出するか、市ホームページの専用フォームに回答することにより行うものとする。

8　募集期間

令和８年６月８日(月)から令和８年６月２２日(月)までとする。

9　候補者の選定方法

候補者の選定は、選考委員による選考の方法によるものとする。

なお、選考委員及び審査基準は、別に定める。

10　募集要項の配布方法

沿線まちづくり課窓口で配布するとともに、市政情報コーナー、緑が丘出張所及び各図書館に設置するものとする。

11　謝礼の額

会議１回の出席につき、３，０００円とする。

12　選考結果の通知

応募者全員に対し、令和８年７月中に選考の結果を書面により通知するものとする。